

が1ヶ月に一度、チェックシートに基づきチェックを行っている他、ソーシャルワーカーが頻繁に施設を訪れ子ども達の様子などをチェックしている。

入所型施設の1つとして、ケア&プロテクションレジデンシャルセンターがある。ニュージーランドでは、家族から分離して保護した子どものケアは基本的に里親委託であるが、里親や他の入所施設で対応に限界があると地域のフィールドソーシャルワーカーが最終判断した場合に国立の入所型施設でケアをしている。The Children, Young Persons, and their Families Act1989(CYPFA)、及びCriminal Justice Act1985に基づいて設置されている。

入所期間は5日～3か月程度で、調査時点で男子6人、女子4人の計10人の子どもが保護されている。日勤4人、夜勤3人の配置で6:30-15:00、15:00-22:30、22:30-6:30の3交代制をとっている。スタッフは、マネージャー1人、スーパーバイザー1人、レジデンシャルソーシャルワーカー12人(日勤)4人(夜勤)、調理2人、洗濯1人の担当者に分かれている。施設内はすべて施錠ができるようになっているが、各担当者職権・役割に応じて限定されたそれぞれの鍵を所持している。また、スタッフの安全を確保するアラームシステムが設置されている。週1回医師が全ての子どものメディカルチェックを行う。精神科医は必要なときに呼べるようになっている。

日中のプログラムは、9:00-15:30が施設内の学校で派遣されてきている教員2名のもとでさまざまな教科の学習を行っている。

スタッフは暴力を使わないケアの仕方の研修を受けており、子どもの体に手を触れる必要性がある場合には「さわってもいいか」と子どもに確認している。

入所時に自殺企図や他の者を傷つける可能性がある行動、心理状態にある子どもは「セキュアユニット」と呼ばれる保護スペースで最長3日間過ごす。ここは、自他ともに傷害が発生しないよう必要最小限の設備しかない。ここに保護する場合は裁判所の許可が出た場合のみである。

他にすべての子どもを対象とした「タイムアップルーム」があり、規則に違反したり、落ち着かせるために最長30分程度入ることがあるが、これもスタッフの恣意的な判断ではなく、法律に基づいてその要件が規定されており、部屋の前にはその規定が明示されている。

体育館、室内プール、バスケットコートもあり、

学校のスペースには、絵画、彫刻、音楽、パソコンといった様々な学習・経験をすることができるスペースが設置されており、子どもの学習ニーズに対応している。常にマンツーマンのケアが必要な子どもには学習時にも担当の施設スタッフが側についている。

6-6. ファミリーグループカンファレンス

CYFにおけるソーシャルワークの過程で、子ども虐待や非行・少年犯罪の事例に適用されるファミリー・グループ・カンファレンス(以下FGC)がある。これは該当する事例が発生したときに、家族・親族・地域の関係社会資源・民族グループの代表・司法行政関係の専門家らが一堂に集結して、再発防止と家族の再統合に向けた話し合いを行うものである。FGCは、関係各当事者が虐待の加害者らを非難しあう、きわめて感情的な場となりがちであるため、それを避ける役割を持つコーディネーターには高い専門性が要求される。こうした感情を、問題解決に向けた積極的意思の裏返しと見て会議の方向性を定めていくことによって、参加者はそれぞれが問題解決に向けてできることを現実的に考え、こうした援助を実施することができるという。そしてその結果、多くの子どもが家庭に復帰できているようである。ただし、FGCはまだ歴史が浅く、家庭復帰率が何%である等の評価は困難であり、コーディネーターの養成も今後の課題である。

6-7. 対応機関(児相)以外の虐待対応のための地域資源

多くの民間団体があり、Barnardosは多様な子育て支援プログラムを提供。Open home Foundationは家族や本人からの要望により里親などを紹介して子どもの養育を支援している。家庭訪問、緊急一時保育、里親家庭の提供や里親へのサポート、リスクのある子どもへの介入やグループホームの運営なども民間団体を中心に行っている。

6-8. おわりに

政府の調査報告書ですべての官民を含む社会福祉分野のソーシャルワーカーの労働環境、資質、技術について改善が勧告され、65%も財源が増えたことでニュージーランドの子ども家庭福祉システムの改革が現在まさに進行中であり、近年の業務や賃金体系における改善の取り組みで離職率が低下するなど目に見える効果が出てきているという状況である。

NZにおける子ども家庭相談の最大の特徴は、家族・親族・地域を巻き込む「共助」の強化による自己決定の尊重と福祉サービスシステムの重層化であるといえる。この体制は近年になって北米型ソーシャルワークの影響を受けつつ更に発展している現在進行形のものである。アメリカ大陸と比較してみてもヨーロッパ系移民が入植してから浅い歴史しか持たない国である。当初は欧米型の合理性を追求した行政措置的なアプローチが用いられていた。こうした福祉サービスのもとで、原住民族であるマオリ族をはじめ、諸島の民族やアジア系等の移民のもつ固有の文化と異なるヨーロッパ的文化の中に措置されていることのマイナス面として1) 家族を離れて施設や里親などで、養育される子どもの数の増加と、インケアの期間が長期化・永続化する、2) 子どもや家族に提供されるサービスが、その家族が生活する文化と異なるものである、などが指摘された。そのため、原住民族との共生を視野に入れたあたらしい子ども家庭福祉システムが構築された。近代的福祉サービスは、公助と自助の二元論的発想に大きく依拠しており、「共助」の側面は軽視されてきていたと見られる。それは共助システムの持つ不確定的因素の大きさとプライバシーに対する配慮も背景にあると思われる。こうした要素をソーシャルワークの力量の向上によって克服し、共助システムの可能性を最大限に活かそうとする試みがNZ発のソーシャルワーク実践として北米等にも影響を与えており、相互の影響の及ぼしあいからさらなる発展が見込まれている。

(中谷 茂一・森 成樹)

7 韓国

韓国における児童虐待への対応は、1989年に「韓国児童虐待予防協会」が設立されたことが大きなきっかけとなつたが、全国的に通告の件数は多くはなかった。1990年代中頃から民間団体を中心の活動が盛んとなり、法制定の運動も行われ1997年に家庭暴力防止法、児童虐待防止法が議員立法として提案されたが、児童虐待防止法は成立しなかった。

その後1999年虐待防止の内容を含んだ改正児童福祉法が成立し、2000年から全国16自治体に各1箇所、ソウル特別市にもう1カ所の17箇所と中央を加えた合計18ヶ所の児童虐待予防センターが法的根拠をもって設置された。

児童虐待予防センターは、24時間の全国統一緊急電話による虐待通告の受理、調査、保護、保護者への指

導、社会啓発等を行っている。

児童虐待予防センター関係統計

(2001年1月から12月)

<緊急電話1391番受付状況>

合計 a+b	一般 相談 a	児童虐待通告件数		
		小計 b	現場調査	現場調査無く 介入
4,105	1,478	2,627	1,639	988
初期介入結果				
	小計	児童虐待	虐待の 疑いなし	不適切な 養育
	2,672	2,218	294	205

<児童虐待類型>

計	身体的 虐待	物理的	情緒的 虐待	性的虐待	遺棄
2,128	890	797	192	116	133

2000年の改正児童福祉法に基づき児童虐待予防センターが設置される以前は、民間団体を中心に約40カ所の児童虐待予防センターが活動していたが、それの中から活動の実績や規模等を参考に児童虐待予防センターとして国が認定した。17カ所の児童虐待予防センターの内、2カ所がソウル特別市、釜山広域市直営で運営され、1カ所がソウル特別市の委託であり、中央予防センターを加えた15箇所の児童虐待予防センターは民間団体が設置、運営しており、運営費については国が補助を行っている。

中央を除く17カ所の児童虐待予防センターで実際に虐待事例に対応する相談員（児童福祉司等）は132名。基本資格は福祉系大学を卒業した社会福祉士1級であるが、新しい事業であり、修士、博士等の高学歴者が多数就労している。就労後には国の保健院で100時間を超える特別課程の研修が義務づけられている。中央児童虐待予防センターには8名の相談員が配置されており、博士、修士等高い専門性を有しており、相談マニュアルの作成、統計プログラムの作成、研修企画、各児童虐待予防センター間の調整、特別な事例への対応等を行っている。

ソウル特別市では、市直営の児童福祉センターと民間団体が設置している東部児童虐待予防センター（その後、ソウル特別市の委託となり市立児童相談治療センターに名称変更）の2カ所が設置されている。2カ

所のセンターにおける緊急電話通報の受理は 864 件（2001. 1 ~ 2001. 12）、相談員が 48 名設置されているので、通告への対応は一人平均 18 ケースである。

韓国独自の制度として、各センターでは、学生や地域住民を「ジキミ」というボランティアとして、見守りや指導等に積極的な活用を行っている。

児童虐待予防センターは虐待への対応に特化した組織として新たに設立されたものであるが、一般相談や養子縁組相談等については、従来からある児童相談所が対応している。従事職員については厳格な基準は設けられておらず、様々な背景の職員が従事している。

児童虐待予防センター制度の開設を記念するセミナーの開催や、有名俳優を起用した啓発番組のテレビ放映など、社会的関心も高まってきている。

（前橋 信和）

【注釈・引用文献】

<1. 日本>

- ・ 才村 純監修「厚生労働省・児童相談所運営指針 <平成 12 年 11 月改訂版>」2001、(財)日本児童福祉協会
- ・ 日本子ども家庭総合研究所編「厚生省・子ども虐待対応の手引き」、2001、有斐閣
- ・ 加藤曜子・才村純他「児童相談所における虐待相談の増加要因に関する調査研究」、2002、平成 13 年度児童環境づくり調査研究事業報告書
- ・ 才村純他「児童相談所における法的対応等の実態に関する調査研究」平成 14 年度、日本子ども家庭総合研究所紀要第 39 集
- ・ 小林登他「児童虐待の実態に関する調査研究」平成 13 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究）報告書）
- ・ 才村他「児童虐待対応に伴う児童相談所への保護者によるリアクション等に関する調査研究」平成 13 年度、日本子ども家庭総合研究所研究紀要第 38 集
- ・ 高橋重宏他「児童福祉司の職務とストレスに関する研究」、平成 13 年度、日本子ども家庭総合研究所研究紀要第 38 集

<4. アメリカ合衆国・ニューヨーク市>

- 1 松原康雄「児童と家族の福祉（1）」、仲村優一、一番ヶ瀬康子編集委員会代表『世界の社会福祉 9 アメリカ・カナダ』旬報社、pp. 107-116、p. 107 より引用。
- 2 Administration for Children's Services, 'Booklet: Introduction to ACS'. P. 18.

(http://www.nyc.gov/html/acs/pdf/acs_brochure.pdf)。2004 年 1 月 6 日に参照。

3 Administration for Children's Services, ibid. P. 20. (http://www.nyc.gov/html/acs/pdf/acs_brochure.pdf)。2004 年 1 月 6 日に参照。

4 須田木綿子「民間非営利団体の組織と活動」、仲村優一、一番ヶ瀬康子編集委員会代表、前掲、pp. 224-253、p. 230 より引用。

5 2004 年 1 月 5 日付私信にて。

6 <http://www.safehorizon.org/page.php?page=thankyou>. 2004 年 1 月 6 日に参照。

7 2004 年 1 月 5 日付私信にて。

8 Administration for Children's Services, 'Division of Child Protection Overview of Operation', April 19, 2003.

9 Administration for Children's Services, 'Division of Child Protection On-The-Job Training CPS Supervisor's Guide'.

10 Administration for Children's Services, 'Progress on ACS Reform Initiatives: Status Report 3', op. cit..

<5. イギリス・ロンドン市>

1 峯本耕治『子どもを虐待から守る制度と介入方法－イギリス児童虐待防止制度から見た日本の課題』明石書店、2001 年、53~54 頁。

2 前掲 (1)、54~57 頁。

3 GSCC (General Social Care Council) とは、2000 年ケア基準法 (Care Standards Act 2000) に基づく機関で、国立ではないが、その財政の 100%が国家からの補助金で運営されている。GSCC 内にある Social Work Education Group が、国内のソーシャルワーカーの養成や研修に係るあらゆる内容について統括している。

4 英国ソーシャルワーク研究会『英国・労働党政府・児童福祉改造 3 カ年（1991-2001）クオリティ・プロジェクト計画に関する第 1 報』佛教大学、2000 年。

《 資 料 》

1 「児童相談所を利用する虐待家族の特性分析」・調査票

2 単 純 集 計 結 果

< 備 考 >

きょうだいケースの処理については、きょうだいによって援助の実施状況はもちろん、父親や母親の属性も代わることがあるため（例、「長男にとっては養父だが、長女にとっては実父」といったケース）、特別な処理をせず、子どもを基本として集計を行った。ただし、明らかにきょうだいによって共通する調査項目も含まれたため、それらの項目については、世帯を単位として集計しなおしている。本結果では、最初に子どもを単位とした集計結果（母数：501）をまとめ、その中に、「きょうだいケースを考慮したもの」として世帯を単位とした集計結果（母数：416）を掲載している。

3 児童相談所の国際比較一覧表

児童相談所を利用する虐待家族の特性分析

調査対象：平成14年度に一時保護した事例で、かつ一定の方針が立っているもの
お問い合わせ先：日本子ども家庭総合研究所 濵谷／伊藤 TEL 03-3473-8341

- 自治体コード_____ 児童相談所コード_____ 事例番号_____
- きょうだい事例の場合、ほかのきょうだいについて回答した事例番号_____
- 平成14年度中に二度目の一時保護を行った事例の場合、
最初に一時保護した事例を回答したものの事例番号_____

1 被虐待児の属性

1-1 虐待種別

- 主() 従() 従() 従()
1. 身体的虐待 2. ネグレクト 3. 性的虐待 4. 心理的虐待

1-2 性別 (1つに○)

1. 男 2. 女

1-3 受理時年齢

() 歳

1-4 在籍状況 (1つに○)

1. 保育所 2. 幼稚園 3. 小学校 4. 中学校 5. 高校
6. その他 (具体的に：) 7. 在宅 8. 不明

1-5 子どもの状況 (あてはまるものすべてに○)

- A 身体的状況 1. 未熟児 2. 知的発達の遅れ
3. 虚弱 4. 低身長・低体重
5. 身体障害 (重症心身障害を含む) 6. アトピー
7. 喘息

- B 精神医学的診断等のついたもの
8. ADHD (ADD) 9. 知的発達の遅れ
10. 自閉症 (傾向) 11. 知的な偏り (LD等)

- C 行動特性 12. 対人関係がうまくとれない 13. 不登校
14. 自殺企図 15. 暴力的傾向
16. 反抗的態度・行動 17. 家出・外泊
18. 盗み 19. 多動傾向 (ADHD等の診断なし)
20. 年齢に不相応な性行動

- D その他 21. (具体的に：) 22. 特になし

1-6 きょうだいへの虐待の有無 (1つに○)

1. きょうだいはない 2. きょうだいはあるが本児のみ虐待 3. 他のきょうだいも虐待 4. 不明

1-7 虐待の頻度 (1つに○)

1. 一度だけ 2. 数回 3. 繙続的 4. 不明

2 発見・通告

- 2-1 第一発見者 () 児童相談所への通告者 ()
1. 虐待者本人 2. 児童本人 3. 虐待者本人及び児童本人以外の家族
4. 親戚 5. 近隣知人 6. 児童本人 7. 福祉事務所 8. 児童委員 9. 保健所
10. 市町村保健センター 11. 医療機関 12. 児童福祉施設(保育所を除く)
13. 保育所 14. 幼稚園 15. 学校 16. 警察等
17. その他(具体的に:)
- 2-2 警察からの身柄付通告の有無(1つに○)
1. あり 2. なし
- 2-3 通告から子どもの安否確認までの時間(1つに○)
1. 通告を受けすぐに安否確認した 2. 24時間以内 3. 48時間以内 4. それ以上
- 2-4 本件開始以前の通告の有無(1つに○)
1. あり 2. なし 3. 不明
↓
- 2-4-1 ありの場合、前に終結してからの期間(1つに○)
1. 1ヵ月未満 2. 1~6ヵ月 3. 7~12ヵ月 4. 13~24ヵ月 5. 24ヶ月以上
6. 通告はあったが受理されず

3 虐待者・家族状況

- 3-1 同居者(あてはまるものすべてに○)
- 父 受理時年齢()歳 1. 実父 2. 継父 3. 養父 4. 婚姻外の夫
母 受理時年齢()歳 5. 実母 6. 継母 7. 養母 8. 婚姻外の妻
- きょうだい数 本児を含め ()人
うち、9. 実のきょうだい ()人
10. 義理のきょうだい ()人
きょうだい順位 本児は ()番目
- その他の同居者 11. 祖父 12. 祖母 13. その他(具体的に:)
14. 不明

- 3-2 世帯類型(1つに○)
1. 父母と子 2. 母子のみ 3. 父子のみ 4. 父母と子と祖父・祖母 5. 母子と祖父・祖母
6. 父子と祖父・祖母 7. その他(具体的に:)

- 3-3 虐待者
- 主() 徒() 徒() 徒()
1. 実父 2. 継父 3. 養父 4. 1~3以外の夫
5. 実母 6. 継母 7. 養母 8. 5~7以外の妻
9. 実のきょうだい 10. 義理のきょうだい
11. 祖父 12. 祖母 13. その他(具体的に:)
14. 不明

3-4 親の被虐待経験

- 父 主() 従() 従() 従()
母 主() 従() 従() 従()
1. 身体的虐待 2. ネグレクト 3. 性的虐待 4. 心理的虐待 5. なし 6. 不明

3-5 施設入所経験

- 父() () ()
母() () ()
1. 乳児院 2. 児童養護施設 3. 養育里親 4. 児童自立支援施設 5. 少年院
6. その他 (具体的に:) 7. なし 8. 不明

3-6 最終学歴 (中退を除く)

- 父() 母()
1. 中学校 2. 高等学校 3. 専門学校・各種学校 4. 短大・高専 5. 大学 6. 大学院

3-7 職業

3-7-1 雇用形態

- 父() 母()
1. 正社員・正職員 2. 契約社員・嘱託社員 3. パート・アルバイト
4. 自営業・家族従業 5. 法人・団体の経営者・役員 6. 自由業・フリーランス
7. 無職 8. その他 (具体的に:)

3-7-2 業種

- 父() 母()
1. 専門・技術系の職業 (医師、弁護士、教員、エンジニア、看護師など)
2. 管理的職業 (課長相当職以上の管理職)
3. 事務・営業系の職業 (事務員、営業職員、銀行員など)
4. 販売・サービス系の職業 (店主、店員、外交員、美容師、クリーニング、接客、清掃など)
5. 技能・労務系の職業 (工場労働者、職人、建設作業員、運転手など)
6. 保安系の職業 (警察官、消防官など)
7. 農林漁業職
8. 非該当 (働いていない)
9. その他 (具体的に:)

3-8 頻繁に転職している

- 父() 母()
1. あり 2. なし 3. 不明

3-9 親のパートナー関係 (1つに○)

1. 法定婚の配偶者と同居 2. 法定婚の配偶者と別居 3. 事実婚の配偶者と同居
4. 婚姻関係なく、同居もしていないが、影響力のある異性がいる
5. パートナーなし 6. その他 (具体的に:)
7. 不明

3-10 配偶者・パートナーの関係 (1つに○)

1. 良好 2. 普通 3. 暴力はないが悪い 4. 暴力を伴った不和 5. パートナーなし

- 3-11 主たる虐待者の特徴（あてはまるものすべてに○）
- 1. 被虐待歴の影響が強い 2. 知的障害がある
 - 4. 診断名のある精神疾患がある（診断名：）
 - 5. 精神的に不安定である（診断名なし）
 - 7. 暴力的傾向がある 8. アルコール依存
 - 10. ギャンブル・浪費癖がある 11. 多額の借金がある 12. 社会的に孤立している
 - 13. 親族関係の不和がある 14. 偏った子育て観を持っている
 - 15. 親として未成熟である 16. その他（具体的に：）
 - 17. 特に問題はない
- 3-12 近隣との関係（1つに○）
- 1. 良好 2. 普通 3. 悪い（敵対関係） 4. 孤立・疎遠 5. 不明
- 3-13 経済状況（課税区分（国の徴収金基準額表）を基準として）（1つに○）
- 1. 生活保護 2. 市町村民税非課税 3. 所得税非課税 4. 所得税課税 5. 不明
- 3-14 通告時の経済的支援の受給状況（1つに○）
- 1. 生活保護 2. 障害年金 3. 児童扶養手当 4. 特別児童扶養手当 5. 児童手当
 - 6. その他（具体的に：） 7. とくに受給していない 8. 不明
- 3-15 住居の状況（1つに○）
- 1. 公営住宅 2. 民間賃貸住宅 3. 持家 4. 車上生活 5. 友人宅等への居候
 - 6. 不定 7. その他（具体的に：） 8. 不明
- 3-16 過去の1年以内の転居歴（市内等近いところも含める）（1つに○）
- 1. 0回 2. 1回 3. 2回 4. 3回以上 5. 不明

4 援助内容

- 4-1 虐待者の認識（1つに○）
- 1. 虐待を認めている 2. 行為はあったが虐待ではないという
 - 3. 行為はなかったという 4. 不明
- 4-2 法的対応
- 検討（　　）（　　）（　　）
 申立・実施（　　）（　　）（　　）
- 1. 28条 2. 28条・面会通信制限 3. 33条の6 4. 親権変更 5. 本案についての保全処分
 - 6. 立入調査 7. 職権保護（保護者の同意を得ずに実施される一時保護）
 - 8. その他（具体的に：） 9. なし 10. 不明
- 4-3 機関連携
- 主（　　） 従（　　） 従（　　） 従（　　）
- 1. 児童相談所 2. 保健所 3. 市町村保健センター 4. 精神保健福祉センター 5. 医療機関
 - 6. 福祉事務所 7. 家児相 8. 保育所 9. 幼稚園 10. 学校
 - 11. 児童福祉施設（保育所及び児童家庭支援センターを除く）
 - 12. 児童家庭支援センター 13. 児童委員 14. 主任児童委員 15. 警察
 - 16. 弁護士 17. 家庭裁判所
 - 18. その他（具体的に：）

4-4 機関連携の状況

- 主（ ） 従（ ） 従（ ） 従（ ）
1. 良好 2. おおむね良好 3. どちらともいえない
4. あまり良好ではなかった 5. 良好ではなかった
↓

4-4-1 良好ではなかった場合、その理由

- 主（ ） 従（ ） 従（ ） 従（ ）
1. 保護者への関わり方で足並みが揃わなかった
(非受容的に関わる機関があった、虐待の認識が異なった等共通の認識が持てなかった等)
2. 他機関から児童相談所に無理な期待をされた
3. 児童相談所以外の機関で無理な期待がかけられたところがあった
4. プライバシー保護を理由として情報提供がうまく行われなかつた
5. 期待される活動をしてもらえない機関があつた
(多忙を理由として、あるいはあまり関わりたくないということから等)
6. その他(具体的に：)

4-5 警察との連携

4-5-1 協議

1. あり 2. なし

4-5-2 協力(あてはまるものすべてに○)

1. 訪問同行 2. 立入調査同行 3. 虐待者の事情聴取・捜査 4. 見守り活動
4. その他(具体的に：)

4-6 家族・親族の協力

- 親族（ ） 配偶者（ ） 婚姻外パートナー（ ） 虐待者（ ）
1. 一緒に問題解決をしようとする / 協力的である
2. 一緒に問題解決をしようとするが、意見の不一致が多い
3. 非協力的とまでいえないが、意見が二転三転する
4. 非協力的
5. 接触していない
6. 該当者はいない
7. 不明

5 援助プログラム

5-1 実施したプログラム(一時保護後の処遇会議から半年以内の状況について)

- 実施した（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）
実施したかったができなかったもの（ ）（ ）（ ）（ ）（ ）
1. 訪問指導 2. 本児の通所指導(個別) 3. 本児の通所指導(グループ)
4. 親の通所指導(個別) 5. 親の通所指導(グループ) 6. 医療機関のカウンセリング・治療
7. ショートステイ 8. 保育所 9. 放課後児童クラブ
10. 児童福祉司指導 11. 児童委員指導 12. 子どもの施設入所措置
13. 母子での施設入所措置 14. 親子分離後に施設による保護者援助
15. 在宅でのモニタリング 16. ネットワーク会議への親の参加
17. その他(具体的に：)

5-2 援助の頻度（一時保護後の処遇会議から半年以内の状況について）

5-2-1 保護者への援助について（1つに○）

- 1. 1ヶ月に2回以上の在宅指導
- 2. 1ヶ月に1回程度の在宅指導
- 3. 2ヶ月に1回程度の在宅指導
- 4. 不明

5-2-2 子どもへの援助について（1つに○）

- 1. 1ヶ月に2回以上の在宅指導
- 2. 1ヶ月に1回程度の在宅指導
- 3. 2ヶ月に1回程度の在宅指導
- 4. 不明
- 5. 非該当（施設入所）

5-3 援助の方針（1つに○）

- 1. 親子分離せず、在宅で援助することを前提に行った
- 2. 一時的に親子分離し、条件を付けて家庭復帰させることを視野に入れながら援助した
- 3. 親子分離し、家庭復帰の可能性が低いことを前提に援助を行った
- 4. 親子分離し、家庭復帰は全く見込めない状況で援助を行った

5-4 保護者援助が困難なケースか

- 1. 非常に困難
- 2. やや困難
- 3. 困難ではない

↓

5-4-1 困難な理由（主なもの1つに○）

- 1. 担当者が多忙
- 2. 児相に対する拒否感が強い（虐待を認めない）
- 3. 児相に対する拒否感はないが、保護者の協力が得られない
- 4. 保護者の態度に一貫性がない
- 5. 保護者が仕事を休めない
- 6. 援助を展開するために適切な資源が不足している
- 7. その他（具体的に：）

5-5 援助の期間（1つに○）（本件が開始された日から換算して）

- 1. 1ヶ月未満
- 2. 1-3ヶ月未満
- 3. 3-6ヶ月未満
- 4. 6ヶ月以上1年未満
- 5. 1年以上3年未満
- 6. 3年以上5年未満
- 7. 5年以上7年未満
- 8. 7年以上10年未満
- 9. 10年以上

5-6 終結の理由（主なもの1つに○）

- 1. 家庭環境改善
- 2. 子どもの自立
- 3. 18歳満齢
- 4. 転居
- 5. その他（具体的に：）
- 6. 非該当（終結はしていない）

5-7 市町村の児童虐待防止協議会・ネットワークの有無（1つに○）

- 1. あり
- 2. なし

↓

5-7-1 ネットワークがある場合、その効果（1つに○）

- 1. 連携して効果があった
- 2. 連携したが効果はなかった
- 3. 連携なし
- 4. 不明

5-8 本ケースにおける援助効果の度合い（番号に○印）

たいへん効果があがった

全く効果がなかった

1-----2-----3-----4-----5

ご協力まことにありがとうございます。

調査票記入要領

○ 全体について ○

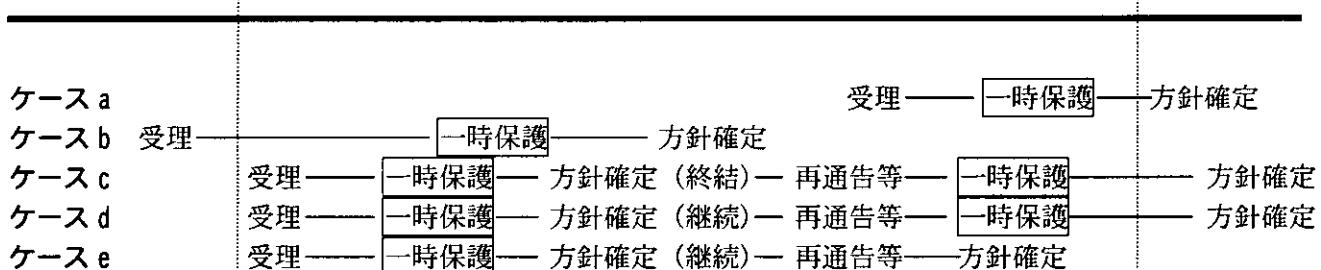
① 調査対象は、虐待事例として受理ないし処理したものすべてではなく、

- a. 平成 14 年度（2002 年度：2002 年 4 月～2003 年 3 月）に一時保護した虐待事例で、
- b. かつその後一定の方針を立てることのできたもの

になります。そのほか、以下の諸点にご留意し、調査対象事例についてご判断ください。

平成 14 年 4 月

平成 15 年 3 月



・ケース a 及び b 一定の方針を立てた時期は、平成 15 年度に入ってからでも構いません (a)。また、受理した時期は、平成 14 年度以前でも構いません (b)。児童相談所として「これは虐待事例である」という認識を持っていること（相談種別は問いません）、そして平成 14 年度中に虐待（あるいはその疑い）を理由として一時保護したことを要件とします。

・ケース c 平成 14 年度中に一時保護をし、その後終結としたものの、同年度中に再開し、一時保護を経て方針を再度立て直すこととなった事例については、それぞれ別の事例として扱ってください（ただし、調査票の事例番号の下の該当欄に、事例番号をメモしてください）。

・ケース d 繼続的な関わりを持つという一定の方針を立てた後に、方針を見直し、変更せざるをえなくなり、かつ再一時保護した事例については、それぞれ別の事例として扱ってください（ただし、調査票の事例番号の下の該当欄に、事例番号をメモしてください）。

・ケース e 繼続的な関わりを持つという一定の方針を立てた半年以内に、方針を見直し、変更せざるをえなかったものの、再一時保護にまで至らなかった事例については、最初に立てた方針（図の波線部）に基づきご回答ください。

・きょうだい事例 保護した子ども一人ひとりについてご記入ください（ただし、調査票の事例番号の下の該当欄に、事例番号をメモしてください）。

- ② 各設問の指示に従い、あてはまる数字に○をおつけください。また、とくに指示（断り）がない場合には、括弧内にあてはまる番号や数字をご記入ください。
- ③ 適切な選択肢がない場合、「その他」の欄にご記入ください。
- ④ とくに指示（断り）がある場合を除いて、基本的に一定の方針を立てるときに得られていた情報に基づきご回答ください。

○ 調査票 p. 1 ○

① 事例番号

最初に、調査票上部にある事例番号をご記入ください。事例番号は、各児童相談所で「1」からの通し番号としてください。

② 1-5 子どもの状況

選択肢番号1「未熟児」についてのみ、出生時の状況に基づきご回答ください。

○ 調査票 p. 2 ○

① 2-1 第一発見者、通告者

「警察等」「学校等」の「等」の範囲については、厚生労働省報告例と同一基準でご判断ください。また、第一発見者と通告者が同一の場合には、同じ番号をご記入ください。

○ 調査票 p. 4 ○

① 4-2 法的対応

「検討」は、公式の会議はもちろん、臨時に行われる話し合いで議題とされた場合も含みます。

② 4-3 機関連携

機関連携の「主」とは、「連携をとる上で主導的な役割を担った機関」を意味します。また、表面④で述べたように、一定の方針を立てたときの状況に基づき、ご回答ください。

○ 調査票 p. 5 ○

① 4-4 機関連携の状況

ここでの「主」「従」は、「4-3. 機関連携」ご回答いただいた「主」「従」に対応させてください。

② 4-4-1 良好ではなかった場合、その理由

ここでの「主」「従」も、「4-3. 機関連携」ご回答いただいた「主」「従」に対応させてください。ただし、「4-4. 機関連携の状況」で選択肢4「あまり良好ではなかった」ないし5「良好ではなかった」を選択しなかった機関については、空欄のままで結構です。

○ 調査票 p. 6 ○

① 5-2-1 保護者への援助について

ここでいう「保護者」とは、虐待者に限らないものとします。

② 5-4 保護者援助が困難なケースか

ここでいう「保護者」も、虐待者に限らないものとします。

③ 5-5 援助の期間

ここでいう「援助」とは、一時保護後に実施されたものではなく、本件開始以降の期間を指します。

④ 5-8 援助効果

ここでいう「援助」とは、「5-1. 実施したプログラム」と同義とお考えください。また、「効果」とは、プログラムを実施したねらいに対して、総じてどのくらいの効果を発揮したかをご判断ください。

《集計結果》

回数調査票数	503 ケース
有効回収数	501 ケース
うち、きょうだいケース	54 組 138 ケース
世帯を単位とした場合のケース数 (きょうだいケースを統一的に処理したもの)	416 ケース
うち、再通告ケース	22 ケース

<被虐待児の属性>

表1 虐待種別（従はMA）n=501

	主		従	
	実数	%	実数	%
身体的虐待	223	44.5	70	14.0
ネグレクト	188	37.5	79	15.8
性的虐待	32	6.4	9	1.8
心理的虐待	56	11.2	129	25.7

表2 被虐待児の性別

	実数	%
男性	254	50.7
女性	245	48.9
無回答	1	0.2
合 計	501	100.0

表3 受理時年齢

	実数	%
0-2歳	69	13.8
3-5歳	110	22.0
6-8歳	91	18.2
9-11歳	90	18.0
12-14歳	88	17.6
15-17歳	46	9.2
無回答	7	1.4
合 計	501	100.0

表4-1 在籍状況

	実数	%
保育所	82	16.4
幼稚園	13	2.6
小学校	173	34.5
中学校	95	19.0
高校	16	3.2
その他	10	2.0
在宅	103	20.6
不明	1	0.2
無回答	8	1.6
合 計	501	100.0

表4-2 在籍状況「その他」具体記述

カテゴリー	実数
高年齢児の在籍状況に関するもの	6
家出先の中学校時の先生宅	(1)
住み込み就労（本児）	(1)
中卒、就労	(1)
高校中退	(1)
自立援助ホーム	(1)
盲学校高等部	(1)
低年齢児の在籍状況に関するもの	3
家庭保育室	(1)
無認可保育室	(1)
保育所にいたが一時保護直前にやめている	(1)

表5-1 子どもの状況 (MA) n=501

		実数	%
身体的状況	未熟児	12	2.4
	知的発達の遅れ	79	15.8
	虚弱	5	1.0
	低身長・低体重	21	4.2
	身体障害（重症心身障害を含む）	9	1.8
	アトピー	12	2.4
	喘息	26	5.2
診断あり 精神保健的	ADHD (ADD)	17	3.4
	知的発達の遅れ	43	8.6
	自閉症（傾向）	2	0.4
	知的な偏り (LD等)	7	1.4
行動特性	対人関係がうまくとれない	106	21.2
	不登校	49	9.8
	自殺企図	7	1.4
	暴力的傾向	32	6.4
	反抗的態度・行動	71	14.2
	家出・外泊	72	14.4
	盗み	63	12.6
	多動傾向(ADHD等の診断なし)	39	7.8
その他	年齢に不相応な性行動	27	5.4
	その他	46	9.2
特になし		120	24.0

表5-2 子どもの状況「その他」具体記述

カテゴリー	実数
身体上の病気、状況	16
血友病	(2)
視力に関するもの（斜視、弱視等）	(2)
貧血	(2)
口唇、口蓋裂	(1)
硬膜下血腫	(1)
心疾患	(1)
身体発達の遅れ	(1)
頭痛	(1)
墜落出産による多血症	(1)
難聴	(1)
水頭症	(1)
熱性けいれん	(1)
肥満気味	(1)

虞犯・非行行動	7
喫煙行動	(2)
シンナー吸引	(1)
飲酒	(1)
深夜徘徊	(1)
金品持ち出し	(1)
怠学	(1)
言語発達に関する状況	4
構音障害	(1)
言語障害	(1)
ことばの遅れ	(1)
発音の不明瞭さがある	(1)
精神疾患	3
てんかん	(2)
統合失調症	(1)
生育歴上の特記事項	2
施設入所歴あり	(2)
その他生活行動上の状況	23
嘘をつく	(4)
排泄に関する問題（夜尿、失禁等）	(3)
自己中心的+弱者への攻撃	(2)
自傷	(2)
愛着行動	(2)
朝に弱い	(2)
だんまり	(1)
出会い系サイトの利用（具体的接觸はない）	(1)
大人への不信感	(1)
刺激に弱く、反応しやすい	(1)
被害的な受け止め	(1)
集団生活でのトラブル多い	(1)
リストカット	(1)
異食	(1)

表6 きょうだいへの虐待の有無

	実数	%
きょうだいはいない	126	25.1
きょうだいいるが本児のみ虐待	125	25.0
他のきょうだいも虐待	232	46.3
不明	13	2.6
無回答	5	1.0
合 計	501	100.0

表7 虐待の頻度

	実数	%
一度だけ	15	3.0
数回	95	19.0
継続的	374	74.7
不明	13	2.6
無回答	4	0.8
合計	501	100.0

<発見・通告>

表8-1 第一発見者および児童相談所への通告者

	第一発見者		児相への通告者	
	実数	%	実数	%
虐待者本人	66	13.2	56	11.2
児童本人	35	7.0	11	2.2
虐待者/児童本人以外の家族	53	10.6	38	7.6
親戚	19	3.8	12	2.4
近隣知人	61	12.2	22	4.4
福祉事務所	21	4.2	75	15.0
児童委員	8	1.6	9	1.8
保健所	3	0.6	9	1.8
市町村保健センター	15	3.0	19	3.8
医療機関	26	5.2	22	4.4
児童福祉施設(保育所除く)	4	0.8	3	0.6
保育所	30	6.0	16	3.2
幼稚園	2	0.4	0	0
学校	83	16.6	84	16.8
警察等	27	5.4	76	15.2
その他	32	6.4	35	7.0
無回答	16	3.2	14	2.8
合計	501	100.0	501	100.0

表8-2 第一発見者及び児童相談所への通告者「その他」

具体記述

第一発見者		児相への通告者	
カテゴリー	実数	カテゴリー	実数
市民、非専門機関	11	相談機関	8
市民	(4)	DV相談窓口	(3)
新聞配達員	(2)	児童相談所	(2)
ファーストフード店員	(2)	婦人相談所	(1)
コンビニエンスストア	(1)	その他の相談機関*	(2)
アパートの管理会社	(1)	市町村(役所・役場)	6
母の職場の上司	(1)	他児童相談所	3
他児童相談所	5	家族に準ずる者	3
相談機関	5	以前の同棲者	(2)
児童相談所	(2)	別居している夫	(1)
市町村子育て相談機関	(1)	託児施設等	3
その他の相談機関*	(2)	児童館	(1)
託児施設等	4	無認可保育施設	(1)
放課後児童クラブ	(1)	ベビーホテル	(1)
私設保育施設	(1)	弁護士	3
無認可保育施設	(1)	市民、非専門機関	2
ベビーホテル	(1)	市議会議員	(1)
家族に準ずる者	1	アパートの管理会社	(1)
別居している夫	(1)		

* 都道府県名が特定される恐れがあるため、「その他の相談機関」としてカテゴライズしたものである。

表9 警察からの身柄付通告の有無

	実数	%
あり	74	14.8
なし	423	84.4
無回答	4	0.8
合計	501	100.0

表10 通告から子どもの安否確認までの時間

	実数	%
通告を受けすぐに安否確認した	262	52.3
通告から24時間以内	75	15.0
通告から48時間以内	40	8.0
それ以上	82	16.4
無回答	42	8.4
合計	501	100.0

表11 本件開始以前の通告の有無

	実数	%
あり	110	22.0
なし	363	72.5
不明	5	1.0
無回答	23	4.6
合 計	501	100.0

表12 本件開始以前の通告があった場合、以前に終結してからの期間

	実数	%
1ヶ月未満	10	9.1
1~6ヶ月未満	61	55.5
7~12ヶ月	16	14.5
13ヶ月~24ヶ月	11	10.0
24ヶ月以上	9	8.2
通告はあったが受理されず	1	0.9
無回答	2	1.8
小 計	110	100.0
非該当	391	
合 計	501	

<虐待者・家族状況>

表13-1 同居者 (MA) n=501

		実数	%
父 親	実父	183	36.5
	継父	21	4.2
	養父	48	9.6
	婚姻外の夫	57	11.4
	無記入	6	1.2
	非該当 (父親は同居していない)	187	37.3
合 計		501	100.0
母 親	実母	421	84.0
	継母	17	3.4
	養母	7	1.4
	婚姻外の妻	7	1.4
	無記入	6	1.2
	非該当 (母親は同居していない)	43	8.6
合 計		501	100.0
きょう だい	実のきょうだい (本人を含まず)	303	60.5
	義理のきょうだい	122	24.4
その 他	祖父	21	4.2
	祖母	33	6.6
	その他	30	6.0
	不明	2	0.4

表13-2 同居者「その他」具体記述

カテゴリー	実数
伯父、叔父	3
伯母、叔母	3
伯母・叔母とその子	3
婚姻外の夫の妹、その子ども、婚姻外の夫の子	2
母親の知人・友人とその子	2
母親の友人・知人	2
曾祖母	2
母の交際相手とその弟	2
伯父とその妻	1
祖父(入院中)、祖母(老人ホーム入所中)	1
兄の妻	1
本兒とは血縁関係のない父母とその子どもふたり及び同居の母方祖父	1

表14-1 世帯類型

	実数	%
父母と子	204	40.7
母子のみ	156	31.1
父子のみ	28	5.6
父母と子と祖父・祖母	9	1.8
母子と祖父・祖母	11	2.2
父子と祖父・祖母	4	0.8
母子と内縁の夫	45	9.0
父子と内縁の妻	2	0.4
その他	42	8.4
合 計	501	100.0

表14-2 世帯類型「その他」具体記述

カテゴリー	実数
母子と婚姻外の夫とその子、及び婚姻外の夫の妹とその子	2
祖父母と子	2
母子と内縁の夫とその弟	2
母子と内縁の夫、祖父	2
母子と知人	2
母子、母の知人の母子	2
母子と祖母と伯母	1
母子と曾祖母	1
母子、祖母、叔母とその子ども	1
母子、祖父母、叔母	1
父母と子と曾祖母	1
父母と子、母方叔父	1
父母と子、祖母とその内縁の夫	1
父母と子、父母・祖母、母方伯父	1
父子と内縁の妻とその子ども	1
父子と内縁の妻、内妻方叔母とその子	1
父子と内縁の妻、内妻方叔母とその子	1
父子、祖父母、叔母	1
非血縁の三世代家族と同居	1
祖母、叔母、本兒	1
祖父母と子	1
児童のみ	1
叔父と本兒	1
姉夫婦と子ども	1
兄夫婦と子	1
2組の母子世帯	1

表15-1 虐待者（従はMA）n=501

	主		従	
	実数	%	実数	%
実父	108	21.6	43	8.6
継父	12	2.4	8	1.6
養父	30	6.0	8	1.6
上記以外の夫	37	7.4	4	0.8
実母	287	57.3	71	14.2
継母	5	1.0	7	1.4
養母	4	0.8	0	0
上記以外の妻	0	0	2	0.4
実のきょうだい	3	0.6	8	1.6
義理のきょうだい	1	0.2	4	0.8
祖父	3	0.6	5	1.0
祖母	4	0.8	8	1.6
その他	5	1.0	10	2.0
不明	2	0.4	1	0.2

表15-2 虐待者「その他」具体記述

カテゴリー	実数
同居していない影響力ある男性	3
実母の知人	2
伯父、叔父	2
同居の45歳男性	1
同居の49歳女性（従）	1
近隣住民（従）	1
同居人（従）	1
同居の知人（従）	1
離婚した継母（従）	1

表16 親*の被虐待経験（従はMA）

	父 (n=322)				母 (n=460)			
	主		従		主		従	
	実数	%	実数	%	実数	%	実数	%
身体的虐待	32	9.9	2	0.6	44	9.6	10	2.2
ネグレクト	6	1.9	4	0.9	49	10.7	11	2.4
性的虐待	1	0.3	0	0.0	8	1.7	4	0.9
心理的虐待	4	1.2	7	2.2	39	8.5	30	6.5
なし	58	18.0	—	—	81	17.6	—	—
不明	201	62.4	—	—	231	50.2	—	—

*「親」を「親役割を担う者」とし、親代わりとなっている祖父母や同居親戚のデータを含めた。結果、表13-1とは異なり、父の非該当ケース数は179、母については41となった。

表17-1 親の施設入所経験 (MA)

	父 (n=322)		母 (n=460)	
	実数	%	実数	%
乳児院	0	0.0	2	0.4
児童養護施設	5	1.6	21	4.6
養育里親	0	0.0	3	0.7
児童自立支援施設	3	0.9	7	1.5
少年院	3	0.9	12	2.6
その他	16	5.0	25	5.4
なし	168	52.2	279	60.7
不明	108	33.5	111	24.1

表17-2 親の施設入所経験「その他」具体記述

カテゴリー	実数
少年鑑別所	8
刑務所	6
婦人保護施設	3
婦人相談所*	1
母子生活支援施設	1
一時保護所	1
養子縁組	1

*回答のまま

表18 親の最終学歴（中退を除く）

	父		母	
	実数	%	実数	%
中学校	74	23.0	172	37.4
高等学校	75	23.3	135	29.3
専門学校・各種学校	13	4.0	21	4.6
短大・高専	2	0.6	8	1.7
大学	24	7.5	4	0.9
大学院	2	0.6	1	0.2
無回答	132	41.0	120	26.1
合計	322	100.0	460	100.0
非該当	179		41	
合計	501		501	

表19-1 親の雇用形態

	父		母	
	実数	%	実数	%
正社員・正職員	143	44.4	24	5.2
契約社員・嘱託社員	40	12.4	26	7.8
パート・アルバイト	20	6.2	139	30.2
自営業・家族従業	44	13.7	12	2.6
法人・団体の経営者・役員	3	0.9	0	0.0
自由業・フリーランス	8	2.5	9	2.0
無職	37	11.5	227	49.3
その他	7	2.2	18	3.9
無回答	20	6.2	5	1.1
小計	322	100.0	460	100.0
非該当	179		41	
合計	501		501	

表19-2 親の雇用形態「その他」具体記述

カテゴリー	実数
日雇い	2
専門学校生	2
大学院生	1
金に困ると人材派遣を利用する	1
実家の手伝い	1
宗教団体幹部(行事等により不定期)	1
正規の看護師だが休職中	1
不定期	1
拘留中	1
不明	3

表 20-1 親の業種

	父		母	
	実数	%	実数	%
専門・技術系の職業 (医師・弁護士・教員・エンジニア・看護師等)	21	6.5	7	1.5
管理的職業 (課長担当職以上の管理職)	7	2.2	0	0.0
事務・営業系の職業 (事務員・営業職員・銀行員等)	16	5.0	24	5.2
販売・サービス系の職業 (店主・店員・外交員・美容師・接客・清掃等)	62	19.3	153	33.3
技能・労務系の職業 (工場労働者・職人・建設作業員・運転手等)	148	46.0	28	6.1
保安系の職業(警察官・消防官等)	8	2.5	1	0.2
農林漁業職	0	0.0	0	0.0
非該当(働いていない)	37	11.5	227	49.3
その他	9	2.8	5	1.1
無回答	14	4.3	15	3.3
小計	322	100.0	460	100.0
非該当	179		41	
合計	501		501	

表 20-2 親の業種「その他」具体記述

カテゴリー	実数
「僧侶」等を名乗る(詐欺師?)	3
宗教団体幹部	2
詳細不明	3

表 21 親の転職状況

	父		母	
	実数	%	実数	%
頻繁に転職している	86	26.7	122	26.5
頻繁に転職していない	160	49.7	174	37.8
不明	64	19.8	121	26.3
無回答	18	5.6	43	9.3
小計	322	100.0	460	100.0
非該当	179		41	
合計	501		501	

表 22-1 親のパートナー関係

	実数	%
法定婚の配偶者と同居	198	39.5
法定婚の配偶者と別居	16	3.2
事実婚の配偶者と同居	75	15.0
婚姻関係なく同居していないが影響力のある異性がいる	61	12.2
パートナーなし	118	23.6
その他	9	1.8
不明	17	3.4
無回答	7	1.4
合計	501	100.0

表 22-2 親のパートナー関係「その他」具体記述

カテゴリー	実数
継父収監中	3
母家出	2
実父と実母で結婚・離婚を繰り返している	1

表 23 配偶者・パートナーとの関係

	実数	%
良好	44	8.8
普通	152	30.3
暴力はないが悪い	86	17.2
暴力を伴った不和	67	13.4
パートナーなし	118	23.6
無回答	34	6.8
合計	501	100.0

表 24-1 主たる虐待者の特徴 (MA) n=501

	実数	%
被虐待歴の影響が強い	43	8.6
知的障害がある	26	5.2
診断名のある身体的な病気がある	23	4.6
診断名のある精神疾患がある	64	12.8
精神的に不安定である (診断名なし)	113	22.6
人格障害の疑いがある (診断名なし)	59	11.8
暴力的傾向がある	99	19.8
アルコール依存	41	8.2
薬物依存	24	4.8
ギャンブル・浪費癖がある	37	7.4
多額の借金がある	103	20.6
社会的に孤立している	114	22.8
親族関係の不和がある	159	31.7
偏った子育て観をもっている	128	25.5
親として未成熟である	262	52.3
その他	44	8.8
特に問題はない	16	3.2

表 24-2 主たる虐待者の特徴「精神疾患の診断名」

カテゴリー	実数
うつ	17
(境界型) 人格障害	11
統合失調症	5
過喚起症候群	2
神経症+過喚起症候群+人格障害	2
うつ+不安神経症	1
解離性障害	1
強迫神経症	1
自律神経失調症	1
人格障害+適応障害+シンナー中毒後遺症	1
神経症+パニック障害	1
摂食障害	1
そううつ病	1
てんかん	1
転換性ヒステリー	1
パニック障害+未熟型人格障害	1
非定型精神病	1

表 24-3 主たる虐待者の特徴「その他」具体記述

カテゴリー	実数
パーソナリティにおける特記事項	13
子どもに対して一方的、支配的、厳格	(4)
真面目過ぎる、生真面目	(2)
実母(元妻)への拒否感情を子にだぶらせている	(2)
母子家庭に執着	(2)
本児に対する強い拒否感	(1)
性格的偏りがある	(1)
性的な関心が非常に高く、歪んでいる	(1)
外国人	7
オーバーステイ+日本語不自由	(3)
母の国籍が異なり、子育てに対する価値観で齟齬	(2)
不法滞在中	(1)
外国人	(1)
特記すべき習癖、精神・行動上の問題	7
作話妄想癖	(3)
シンナー吸引、万引き	(2)
知的遅れの疑い	(2)
パートナー関係の不安定さ	5
DV 被害経験	(3)
男性の間を転々としている	(1)
父親が育児に非協力	(1)
特記すべき過去の生育歴、生活歴	4
元暴力団員	(2)
学齢期におけるいじめ被害、怠学など	(2)
喘息	1
他の子からの家庭内暴力	1
情報がない	1

表 25 近隣との関係

	実数	%
良好	2	0.4
普通	101	20.2
悪い(敵対関係)	50	10.0
孤立・疎遠	200	39.9
不明	138	27.5
無回答	10	2.0
合計	501	100.0